


堺市公報 第268号	令和5年6月9日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<p><告示></p>	
○市長の令和5年資産等報告書等の閲覧について	
【総務局行政部総務課】	3
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在	

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	15
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	18
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	22
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	23
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	24
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	25
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	26

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第1項の規定に基づく事業計画の縦覧について
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】…………… 27

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 28

○都市公園の区域変更に係る公告及び縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】…………… 28

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【会計室出納課】…………… 32

<議会告示>

○市議会議員の令和5年資産等報告書等の閲覧について
【議会事務局総務課】…………… 33

告 示

堺市告示第235号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第19条第3項の規定に基づき、市長の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 閲覧開始の日
令和5年6月15日（木）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

堺市告示第236号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

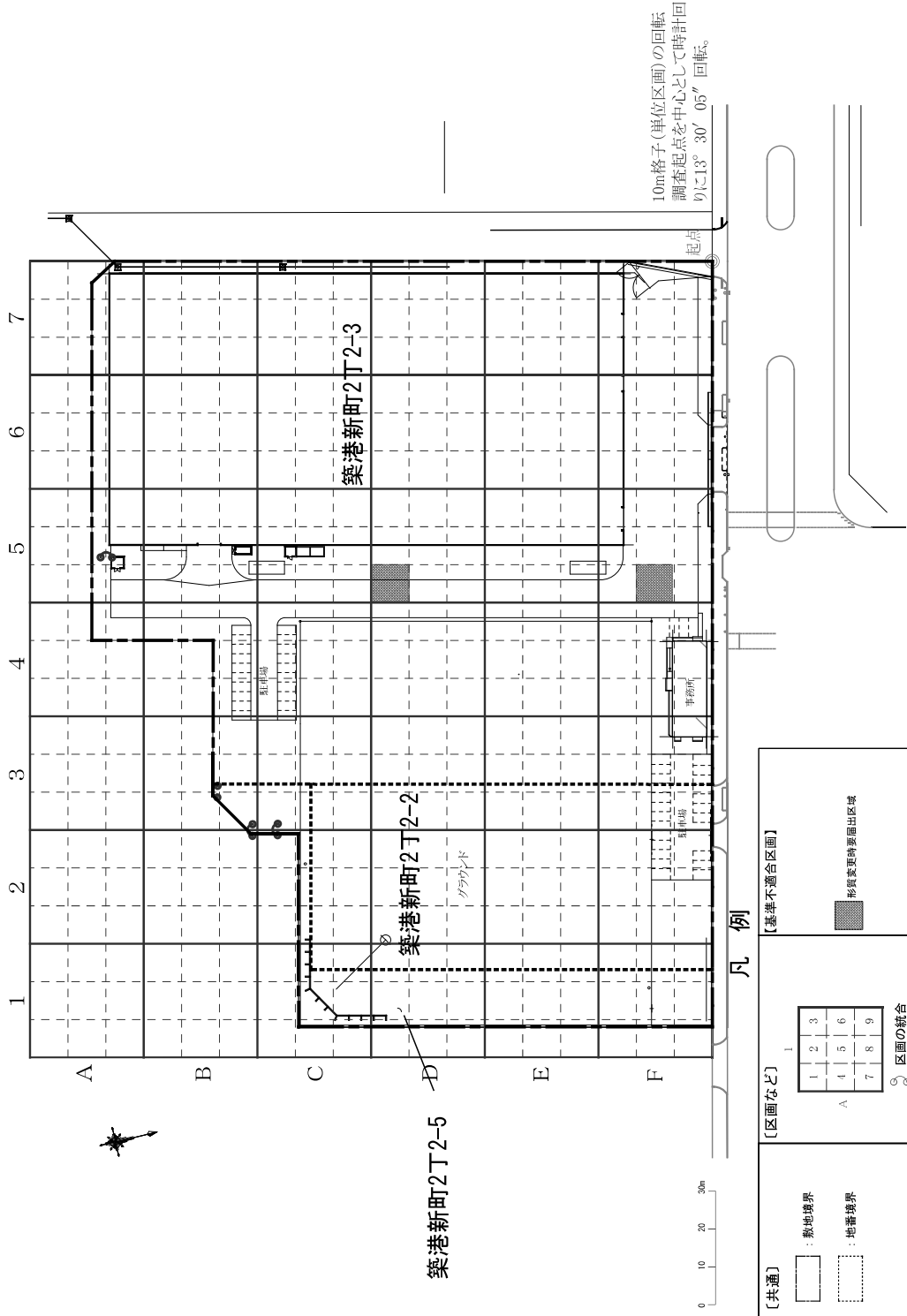
堺市西区築港新町二丁2番3の一部（別紙図面参照）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域

別紙



堺市告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

| 名称            | 所在地                           | 指定年月日    |
|---------------|-------------------------------|----------|
| 光眼科           | 堺市東区北野田15-1 延田エンタープライズ北野田ビル1階 | 令和5年5月1日 |
| いそだりウマチ・糖尿病内科 | 堺市東区大美野32-3                   | 令和5年5月1日 |

2 歯科

| 名称                 | 所在地                         | 指定年月日    |
|--------------------|-----------------------------|----------|
| ココ歯科・矯正歯科一川本歯科診療所一 | 堺市北区北長尾町1-7-5 JR堺市駅前アサヒビル1F | 令和5年6月1日 |
| さくら矯正歯科堺分院         | 堺市堺区南瓦町1-19 グラン・ビルド堺東3階     | 令和5年4月1日 |

3 薬局

| 名称           | 所在地              | 指定年月日    |
|--------------|------------------|----------|
| 薬局マツモトキヨシ初芝店 | 堺市東区日置荘西町1-13-12 | 令和5年5月1日 |
| あかり薬局大美野店    | 堺市東区大美野3-8       | 令和5年5月1日 |
| アイン薬局堺南店     | 堺市南区原山台2-7-1     | 令和5年4月1日 |

|         |                     |          |
|---------|---------------------|----------|
| 城山薬局    | 堺市南區城山台2-2-11 1階    | 令和5年4月1日 |
| きずな薬局   | 堺市堺区一条通15-23 山和ビル1階 | 令和5年4月1日 |
| のぞみ薬局堺店 | 堺市南區和田48            | 令和5年4月1日 |

4 訪問看護

| 名称          | 所在地                             | 指定年月日    |
|-------------|---------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーション掌 | 堺市南區高倉台2-27-7 シティハイムソファレA棟101号室 | 令和5年4月1日 |

堺市告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

1 歯科

| 名称         | 所在地                              | 廃止年月日      |
|------------|----------------------------------|------------|
| 山田歯科医院     | 堺市南區桃山台4-2-5                     | 令和2年12月21日 |
| さくら矯正歯科堺分院 | 堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダC棟18号室 | 令和5年3月31日  |

2 薬局

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----|-----|-------|
|----|-----|-------|

|          |                     |           |
|----------|---------------------|-----------|
| アイン薬局堺南店 | 堺市南区原山台2-7-1        | 令和5年3月31日 |
| 城山薬局     | 堺市南区城山台2-2-11       | 令和5年3月31日 |
| のぞみ薬局堺店  | 堺市南区和田48            | 令和5年3月31日 |
| プラザ薬局堺東店 | 堺市堺区一条通15-23 山和ビル1階 | 令和5年3月31日 |

3 訪問看護

| 名称             | 所在地                      | 廃止年月日      |
|----------------|--------------------------|------------|
| 訪問看護ステーションらぼ〜る | 堺市北区百舌鳥梅町3-10-5 ラポール205号 | 令和4年10月21日 |

堺市告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

1 歯科

| 名称     | 所在地          | 辞退年月日     |
|--------|--------------|-----------|
| 門田歯科医院 | 堺市東区北野田454-9 | 令和5年4月17日 |

堺市告示第240号



生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類        | 事業所名称    | 所在地            | 指定年月日    |
|--------------|----------|----------------|----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人岩崎医院 | 堺市北区東浅香山町2-337 | 令和5年4月1日 |

堺市告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類 | 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-------|-----|-------|
|-------|-------|-----|-------|

|          |            |                        |            |
|----------|------------|------------------------|------------|
| 居宅療養管理指導 | 池田薬局       | 堺市南区鴨谷台3-6-4           | 令和3年11月20日 |
| 訪問介護     | ケアセンターももの木 | 堺市南区赤坂台4-20-6          | 令和3年11月30日 |
| 訪問介護     | なないろ介護センター | 堺市北区蔵前町1-7-11 金岡Eビル203 | 令和5年4月30日  |

堺市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類      | 名称            | 変更前の所在地           | 変更後の所在地                  | 変更年月日     |
|------------|---------------|-------------------|--------------------------|-----------|
| 介護予防訪問サービス | ファインケアサービス    | 堺市堺区田出井町1-3 2605号 | 堺市堺区甲斐町東6-1-34 ペンポイント501 | 令和5年2月20日 |
| 訪問介護       | ファインケアサービス    | 堺市堺区田出井町1-3 2605号 | 堺市堺区甲斐町東6-1-34 ペンポイント501 | 令和5年2月20日 |
| 介護予防訪問サービス | アップケア訪問介護サービス | 堺市美原区小寺69-8       | 堺市美原区阿弥6-4 アミアミマンション101  | 令和5年2月1日  |

|      |                   |                  |                                  |              |
|------|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------|
| 訪問介護 | アップケア訪問<br>介護サービス | 堺市美原区小寺69<br>- 8 | 堺市美原区阿弥6<br>- 4 アミアミマ<br>ンション101 | 令和5年2月<br>1日 |
|------|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------|

堺市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 施術所名                 | 所在地          | 指定年月日     |
|--------|----------------------|--------------|-----------|
| 河野 小百合 | 池原治療院                | 尼崎市崇徳院2-97-1 | 令和5年1月4日  |
| 古賀 真一郎 | こが訪問マッ<br>サー<br>ジ鍼灸院 | 堺市東区西野43-16  | 令和5年4月20日 |

2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名                 | 所在地                               | 指定年月日     |
|--------|----------------------|-----------------------------------|-----------|
| 星住 祥子  | h i p 鍼灸院            | 和泉市和気町1-30-6<br>モアフェミン1F D号室      | 令和5年4月1日  |
| 古賀 真一郎 | こが訪問マッ<br>サー<br>ジ鍼灸院 | 堺市東区西野43-16                       | 令和5年4月20日 |
| 森川 進之介 | たなか鍼灸整骨<br>院泉ヶ丘      | 堺市南区三原台1-2-3<br>ルルポクリニックモール<br>1階 | 令和5年4月11日 |

|       |             |                                   |           |
|-------|-------------|-----------------------------------|-----------|
| 百中 智彦 | たなか鍼灸整骨院泉ヶ丘 | 堺市南区三原台1-2-3<br>ルルポクリニックモール<br>1階 | 令和5年4月11日 |
| 三井 悠希 | たなか鍼灸整骨院泉ヶ丘 | 堺市南区三原台1-2-3<br>ルルポクリニックモール<br>1階 | 令和5年4月11日 |
| 三井 悠希 | たなか鍼灸整骨院    | 堺市北区黒土町2323-1<br>スーパーサンプラザ敷地内     | 令和5年4月11日 |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名        | 所在地                               | 指定年月日     |
|-------|-------------|-----------------------------------|-----------|
| 白川 健太 | R7整骨院       | 堺市南区新檜尾台4-53-12                   | 令和5年4月14日 |
| 三井 悠希 | たなか鍼灸整骨院泉ヶ丘 | 堺市南区三原台1-2-3<br>ルルポクリニックモール<br>1階 | 令和5年4月11日 |
| 三井 悠希 | たなか鍼灸整骨院    | 堺市北区黒土町2323-1<br>スーパーサンプラザ敷地内     | 令和5年4月11日 |

堺市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名               | 所在地                      | 廃止年月日    |
|-------|--------------------|--------------------------|----------|
| 垂井 里奈 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ堺院 | 堺市東区日置荘西町7-13<br>-10-401 | 令和5年5月1日 |

2 はり・きゅう

| 施術者  | 施術所名           | 所在地           | 廃止年月日     |
|------|----------------|---------------|-----------|
| 辻 明子 | 辻 明子（出張<br>専門） | 堺市北区東浅香山町1-10 | 令和5年5月11日 |

3 柔道整復

| 施術者  | 施術所名            | 所在地                               | 廃止年月日     |
|------|-----------------|-----------------------------------|-----------|
| 南 明宏 | たなか鍼灸整骨<br>院泉ヶ丘 | 堺市南区三原台1-2-3<br>ルルポクリニックモール<br>1階 | 令和5年4月11日 |

堺市告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                 | 医療機関所在地                      | 種別     | 指定年月日    |
|-----------------------|------------------------------|--------|----------|
| 医療法人勇愛会 なかいホームケアクリニック | 堺市西区上野芝向ヶ丘町6-1-34 パルファン上野芝1階 | 病院・診療所 | 令和5年3月1日 |

|                     |                                 |        |          |
|---------------------|---------------------------------|--------|----------|
| my clinic           | 堺市堺区向陵中町2-5-10 杉本ビル4階           | 病院・診療所 | 令和5年3月1日 |
| ドクトル薬局              | 堺市中区東八田25-11                    | 薬局     | 令和5年3月6日 |
| エコ薬局 泉北店            | 堺市南区若松台3-34-20                  | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| きずな薬局               | 堺市堺区一条通15-23                    | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| アイン薬局 堺南店           | 堺市南区原山台2-7-1                    | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| のぞみ薬局 堺店            | 堺市南区和田48                        | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| 城山薬局                | 堺市南区城山台2-2-11 1階                | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| シンシア訪問看護ステーション      | 堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2階             | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| 訪問看護ステーション 掌        | 堺市南区高倉台2-27-7 シティハイムソファレA棟101号室 | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| New Gate 訪問看護ステーション | 堺市美原区南余部64-1 ヴィラ・ビアンカ美原107号     | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| 訪問看護ステーション サン       | 堺市堺区向陵西町4-2-9-102               | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| 薬局マツモトキヨシ 初芝店       | 堺市東区日置荘西町1-13-12                | 薬局     | 令和5年5月1日 |

堺市告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名            | 医療機関所在地                     | 種別     | 更新年月日    |
|------------------|-----------------------------|--------|----------|
| ヒロタ糖尿病クリニック      | 堺市東区日置荘原寺町216-2             | 病院・診療所 | 令和5年4月1日 |
| エコ薬局 大野芝店        | 堺市中区大野芝町180                 | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| うえのしば薬局          | 堺市西区上野芝町3-7-41              | 薬局     | 令和5年4月1日 |
| 訪問看護ステーション iスマイル | 堺市堺区向陵中町4-4-32 チボリビル3階      | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| 訪問看護ステーション ぶるーむ  | 堺市北区北花田町3-37-7 USモンテラーゼ407号 | 訪問看護   | 令和5年4月1日 |
| オレンジ薬局 南陵店       | 堺市堺区南陵町4-4-11               | 薬局     | 令和5年5月1日 |
| けやき薬局            | 堺市堺区向陵西町1-1-1               | 薬局     | 令和5年5月1日 |
| すず薬局 みきとじ店       | 堺市南区三木閉92-1                 | 薬局     | 令和5年5月1日 |

堺市告示第247号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

| 名称 | 所在地 | 設置者 | 確認年月日 |
|----|-----|-----|-------|
|----|-----|-----|-------|

|                   |       |       |              |
|-------------------|-------|-------|--------------|
| キッズライン<br>Leilani | 堺市美原区 | 谷村 直美 | 令和5年5月<br>7日 |
|-------------------|-------|-------|--------------|

堺市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和5年6月9日

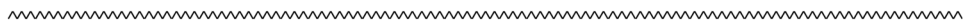
堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり



道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の   |       | 備考    |
|--------|-----------------|--------|-------|-------|-------|
|        |                 |        | 幅員m   | 延長m   |       |
| 堺大和高田線 | 北区長曾根町1179番44地先 | 旧      | 12.30 | 2.5   | F0012 |
|        | 北区長曾根町1179番44地先 | 新      | 14.7  | 2.5   |       |
| 深井沢6号線 | 中区深井沢町2470番25地先 | 旧      | 9.19  | 66.95 | フ0395 |
|        | 中区深井沢町2470番17地先 | 新      | 11.19 | 66.95 |       |



堺市告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名      | から<br>区間<br>まで   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|----------|------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|          |                  |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 陶器北13号線  | 中区陶器北796番7地先     | 旧      | 3.29<br>3.59 | 12.45 | (ト049)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区陶器北796番6地先     | 新      | 4.00<br>4.02 | 12.45 |                          |
| 土師17号線   | 中区土師町5丁339番16地先  | 旧      | 2.21<br>4.12 | 18.77 | (ハ040)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区土師町5丁339番17地先  | 新      | 4.45<br>6.34 | 18.77 |                          |
| 福田2号線    | 中区福田763番3地先      | 旧      | 1.98<br>2.34 | 31.77 | (7018)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区福田763番6地先      | 新      | 3.29<br>3.52 | 31.77 |                          |
| 福田4号線    | 中区福田898番1地先      | 旧      | 2.88<br>3.89 | 30.40 | (7020)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区福田898番5地先      | 新      | 3.79<br>4.30 | 30.40 |                          |
| 福田20号線   | 中区福田581番20地先     | 旧      | 2.22<br>4.52 | 25.07 | (7036)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区福田581番22地先     | 新      | 3.11<br>5.35 | 25.07 |                          |
| 福田23号線   | 中区福田763番6地先      | 旧      | 2.53<br>3.10 | 15.49 | (7039)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区福田763番4地先      | 新      | 3.27<br>3.55 | 15.49 |                          |
| 深井中34号線  | 中区深井中町327番13地先   | 旧      | 7.38         | 3.50  | (7155)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区深井中町327番13地先   | 新      | 7.38         | 3.50  |                          |
| 堀上八田北1号線 | 中区八田北町459番3地先    | 旧      | 3.95<br>4.43 | 25.18 | (ホ015)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 中区八田北町459番1地先    | 新      | 4.43<br>4.91 | 25.18 |                          |
| 草尾7号線    | 東区草尾368番9地先      | 旧      | 3.77<br>4.14 | 15.84 | (7057)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 東区草尾368番8地先      | 新      | 3.98<br>4.42 | 15.84 |                          |
| 日置荘田中1号線 | 東区日置荘西町6丁326番6地先 | 旧      | 1.84<br>2.61 | 18.94 | (ヒ179)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 東区日置荘西町6丁326番6地先 | 新      | 2.90<br>3.31 | 18.94 |                          |
| 鳳西15号線   | 西区鳳西町1丁10番16地先   | 旧      | 3.30<br>4.78 | 12.68 | (オ191)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|          | 西区鳳西町1丁10番18地先   | 新      | 4.00<br>4.78 | 12.68 |                          |

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで     | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考                                  |
|------------|--------------------|--------|----------------|-------|-------------------------------------|
|            |                    |        | 幅員m            | 延長m   |                                     |
| 高倉台16号線    | 南区高倉台2丁16番26地先     | 旧      | 6.20<br>6.20   | 0.85  | (7072)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 南区高倉台2丁16番26地先     | 新      | 6.33<br>6.38   | 0.85  |                                     |
| 長曽根15号線    | 北区長曽根町1934番3地先     | 旧      | 5.44<br>5.53   | 27.85 | (7061)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区長曽根町1934番3地先     | 新      | 6.00<br>6.03   | 27.85 |                                     |
| 中長尾黒土1号線   | 北区中長尾町4丁166番1地先    | 旧      | 5.50<br>5.58   | 18.95 | (7103)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区中長尾町4丁166番1地先    | 新      | 6.77<br>6.85   | 18.95 |                                     |
| 東三国ヶ丘黒土1号線 | 北区長曽根町1934番3地先     | 旧      | 4.16<br>4.54   | 32.03 | (7132)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区長曽根町1934番3地先     | 新      | 4.16<br>5.54   | 32.03 |                                     |
| 東三国ヶ丘黒土1号線 | 北区黒土町2266番3地先      | 旧      | 4.16<br>5.05   | 47.31 | (7132)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区黒土町2266番5地先      | 新      | 5.43<br>5.88   | 47.31 |                                     |
| 百舌島赤畑13号線  | 北区百舌島赤畑町1丁40番2地先   | 旧      | 3.82           | 17.90 | (7039)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区百舌島赤畑町1丁40番2地先   | 新      | 4.91           | 17.90 |                                     |
| 百舌島赤畑24号線  | 北区百舌島赤畑町3丁121番4地先  | 旧      | 3.81<br>4.89   | 19.91 | (7050)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区百舌島赤畑町3丁121番11地先 | 新      | 4.90<br>5.98   | 19.91 |                                     |
| 百舌島赤畑29号線  | 北区百舌島赤畑町4丁313番1地先  | 旧      | 3.82           | 9.12  | (7055)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区百舌島赤畑町4丁313番1地先  | 新      | 4.91           | 9.12  |                                     |
| 百舌島梅3号線    | 北区百舌島梅町1丁2番10地先    | 旧      | 6.02           | 2.00  | (7066)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 北区百舌島梅町1丁2番10地先    | 新      | 6.02           | 2.00  |                                     |
| 百舌島赤畑4号線   | 百舌島赤畑町1丁40番2地先     | 旧      | 6.54<br>7.27   | 15.18 | (7030)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|            | 百舌島赤畑町1丁40番2地先     | 新      | 7.27<br>8.00   | 15.18 |                                     |
| 中深井泉田中線    | 中区宮園町25番18地先       | 旧      | 12.57<br>12.76 | 66.35 | (1025)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|            | 中区宮園町25番6地先        | 新      | 16.76<br>18.27 | 66.35 |                                     |

道路区域変更調書

| 路線名      | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の            |        | 備考                                  |
|----------|----------------|--------|----------------|--------|-------------------------------------|
|          |                |        | 幅員m            | 延長m    |                                     |
| 八田北深井沢線  | 中区宮園町25番18地先   | 旧      | 19.18<br>19.61 | 227.43 | (1031)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 中区宮園町15番1地先    | 新      | 23.67<br>26.11 | 227.43 |                                     |
| 堀上八田北1号線 | 中区八田北町459番1地先  | 旧      | 3.92<br>4.43   | 19.15  | (ホ015)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 中区八田北町459番1地先  | 新      | 4.37<br>4.66   | 19.15  |                                     |
| 豊田片蔵1号線  | 南区豊田1185番1地先   | 旧      | 4.38<br>5.57   | 29.20  | (ト067)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 南区豊田1185番1地先   | 新      | 5.54<br>6.71   | 29.20  |                                     |
| 大饗2号線    | 美原区大饗212番9地先   | 旧      | 1.53<br>1.63   | 11.59  | (チ600)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 美原区大饗212番10地先  | 新      | 3.12<br>3.17   | 11.59  |                                     |
| 北余部大饗1号線 | 美原区大饗212番5地先   | 旧      | 6.30           | 2.16   | (キ398)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 美原区大饗212番5地先   | 新      | 6.30           | 2.16   |                                     |
| 北余部大饗1号線 | 美原区大饗212番5地先   | 旧      | 4.33<br>4.45   | 23.37  | (キ398)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|          | 美原区大饗212番10地先  | 新      | 4.70<br>4.70   | 23.37  |                                     |

## 公 告

堺市公告第390号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量  
経口弱毒生ロタウイルスワクチン2種類（単価契約）（第1回）  
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL 400本  
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL 700本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
アルフレッサ株式会社 堺支店  
支店長 高橋 和也  
大阪府堺市西区平岡町5-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL ￥5,148-  
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL ￥9,768-  
（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

~~~~~

堺市公告第391号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量
経口弱毒生ロタウイルスワクチン2種類（単価契約）（第2回）
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL 400本
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL 700本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アルフレッサ株式会社 堺支店
支店長 高橋 和也

大阪府堺市西区平岡町5-1

5 随意契約に係る契約金額

5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL ¥5,148-

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL ¥9,768-

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号

堺市公告第392号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

経口弱毒生ロタウイルスワクチン2種類(年間単価契約)

5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL 3,500本

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL 6,600本

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 落札者を決定した日
令和5年5月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
東邦薬品株式会社 大阪営業部
部長 玉井 武士
大阪府大阪市平野区加美東3丁目2番21号
- 5 落札金額
¥90,172,500- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年4月18日

~~~~~

堺市公告第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイパーク泉ヶ丘

堺市南区三原台一丁目1番3号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅田 圭

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年5月10日

堺市公告第394号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和5年度第2四半期の利用料金

| メニュー             | 料金     | 期間    |
|------------------|--------|-------|
| 1 にゃんこピザ作り       | 1,300円 | 7月～9月 |
| 2 ソーセージロール作り     | 1,200円 | 7月～9月 |
| 3 簡単に作れるパン&バター作り | 1,100円 | 7月～9月 |

|   |               |        |       |
|---|---------------|--------|-------|
| 4 | 自家製プリンアラモード作り | 1,100円 | 7月、8月 |
| 5 | アイスフロートジュース作り | 800円   | 8月、9月 |
| 6 | ヨーグルトアイス作り    | 900円   | 7月    |
| 7 | フルーツ大福作り      | 1,200円 | 9月    |

堺市公告第395号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定により、次のとおり公告する。

なお、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第2項の規定により、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、堺市長に意見書を提出することができる。

令和5年6月9日

堺市長 永藤英機

- 1 施行マンションの名称  
下野池第2住宅
- 2 事業の名称  
下野池第2住宅マンション建替事業
- 3 施行者の名称  
下野池第2住宅マンション建替組合
- 4 施行マンションの敷地の所在地  
堺市北区長曾根町545番33及び545番34
- 5 縦覧場所  
建築都市局住宅部住宅施策推進課及び北区役所市政情報コーナー
- 6 縦覧期間  
令和5年6月9日（金）から同月23日（金）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休

日を除く。

7 縦覧時間

- (1) 建築都市局住宅部住宅施策推進課  
午前9時00分から午後5時30分まで
- (2) 北区役所市政情報コーナー  
午前9時00分から午後5時15分まで

~~~~~

堺市公告第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区西湊町二丁115番2の一部、115番3及び143番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田578番地6

株式会社吉村一建設

代表取締役 友藤 昭弘

~~~~~

堺市公告第397号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称  | 位 置            |
|----|------|----------------|
| 1  | 大仙公園 | 堺市堺区東上野芝町1丁4番3 |

2 区域

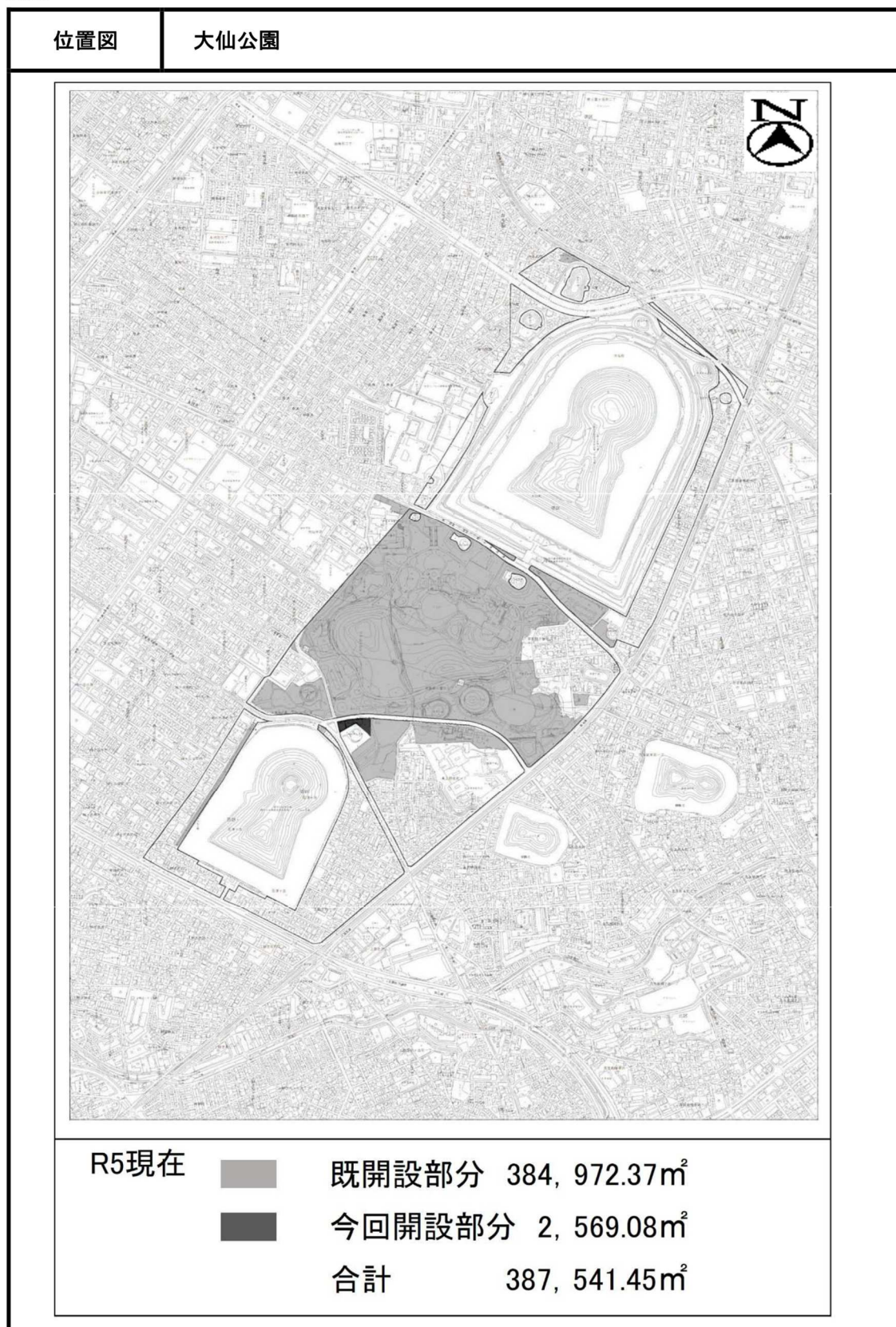
別紙のとおり

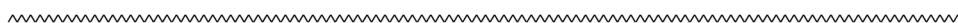
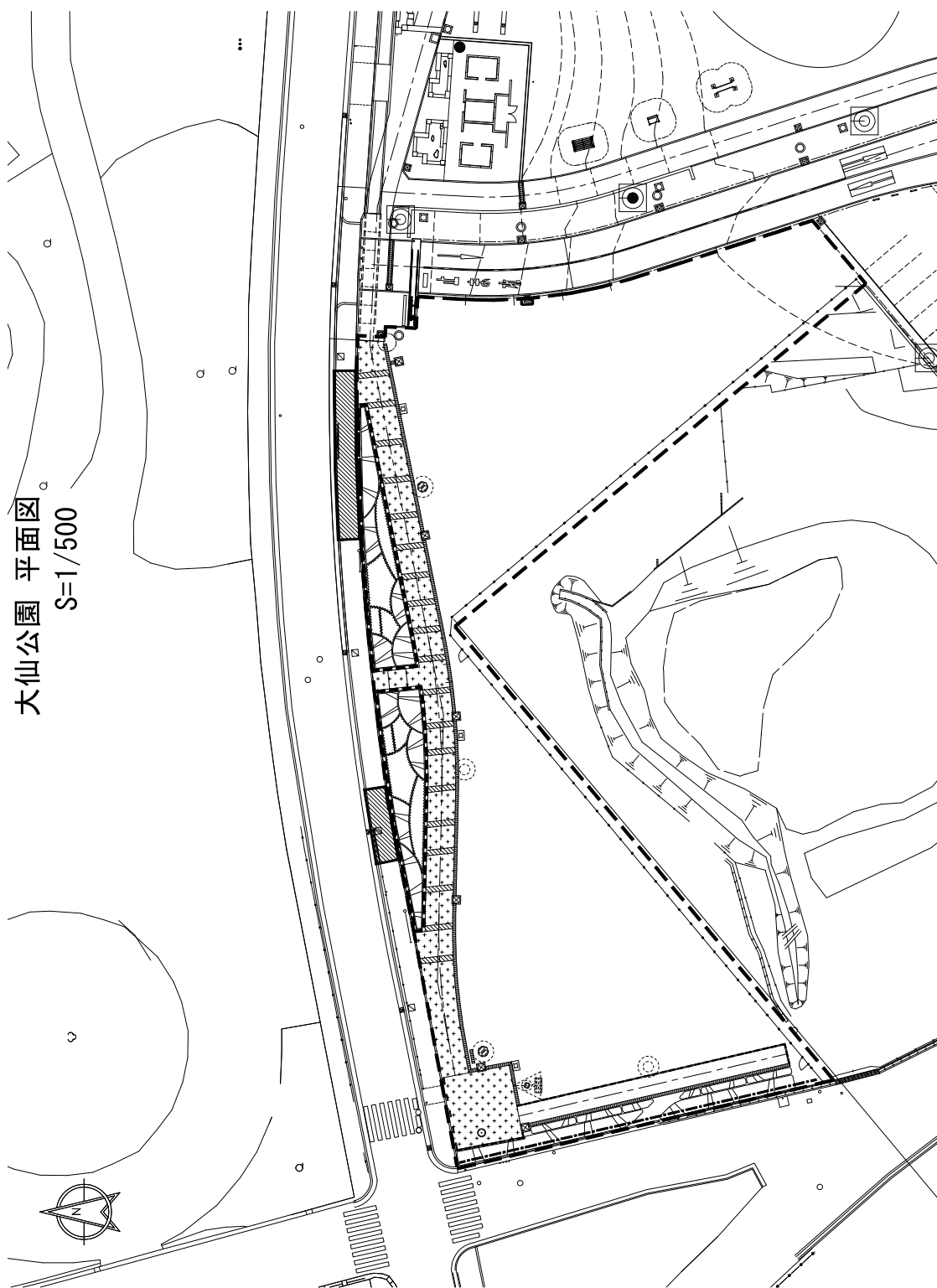
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和5年6月9日

別紙





堺市公告第398号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム運用管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
会計室出納課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 大阪第一統括ビジネス部  
統括部長 田中 美治  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥36,636,600－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



議会告示

堺市議会告示第2号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第11条第3項の規定に基づき、市議会議員の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

堺市議会議長 的 場 慎 一

- 1 閲覧開始の日  
令和5年6月15日（木）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
午前9時から午後5時15分まで